

○上宿地区計画の方針と地区整備計画

名 称		上宿地区計画					
位 置		豊川市八幡町上宿、寺前、黒仏、大池、下六光寺、及び上六光寺の各一部並びに西六光寺の全部					
面 積		約 2 3 . 3 h a					
地区計画の目標		本地区計画は、「安心かつ安全に暮らせる計画的なまちづくりを推進する」ことを目標に、容積率や建蔽率の変更に併せて、既存道路の拡幅整備、建築物や工作物の設置に関する制限を行うことにより、計画的な市街化を誘導し、良好な住宅地の形成を図ることを目指す。					
区域の整備・開発及び保全の方針		土地利用の方針	将来的な基盤整備計画に併せ、良好な住宅地の形成を図る。				
		地区施設の整備の方針	地区住環境の向上を図るため、区画道路の整備を推進する。				
		建築物等の整備の方針	居住環境の向上を図るため、区画道路沿いにおける壁面の位置の制限、工作物の設置の制限を行う。				
地区整備計画	地区施設の配置及び規模		種類	名称	幅員	延長	配置
			道路	道路 1 号	2 m (4 m)	約 2 8 0 m	計画図表示のとおり
				道路 2 号	2 m (4 m)	約 1 1 0 m	
				道路 3 号	4 m	約 1 2 0 m	
				道路 4 号	4 m	約 6 0 m	
				道路 5 号	4 m	約 1 4 0 m	
				道路 6 号	4 m	約 6 0 m	
				道路 7 号	4 m	約 1 2 0 m	
				道路 8 号	4 m	約 5 0 m	
				道路 9 号	4 m	約 7 0 m	
				道路 1 0 号	4 m	約 1 2 0 m	
				道路 1 1 号	4 m	約 1 2 0 m	
				道路 1 2 号	4 m	約 1 1 0 m	
				道路 1 3 号	4 m	約 1 1 0 m	
				道路 1 4 号	4 m	約 3 0 m	
	建築物等に関する事項	壁面の位置の制限	建築物の外壁又は、これに代わる柱の面は、計画図に示す区画道路の中心線から水平距離 2 メートルの線を越えて建築してはならない。なお、軒先及び出窓等の建築物の部分についても同様とする。				
		工作物の設置の制限	壁面の位置の制限として定められた限度の線と敷地境界線との間の土地の区域については工作物（地下工作物を除く。）を設置してはならない。ただし、保安上やむを得ないものはこの限りではない。				

「区域は、計画図表示のとおり」「道路幅員の（ ）内は、地区計画区域外を含めた道路全体の構成を示す」